

平成 28 年度 N P O 等による復興支援事業費補助金（復興枠）募集要項

1 趣旨

東日本大震災津波の復興支援及び被災者支援（以下「復興・被災者支援」という。）において、行政では手の行き届きにくいきめ細やかな復興・被災者支援の継続的な実施を図るために、N P O 等による復興支援事業費補助金（復興枠）（以下「補助金」という。）による補助事業を募集します。

なお、補助金は、N P O 等による復興支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び N P O 等による復興支援事業費補助金事業実施要領（以下「要領」という。）の規定により実施します。

2 補助金の情報

(1) 応募可能な事業

下記アからウまでのいずれかに該当する事業が応募可能です。

ア 岩手県における復興・被災者支援又は岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援

避難生活を送る被災者等の見守りやカウンセリング、震災により日常生活に支障を来している被災者等の支障を軽減するためのサポートといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組を行う事業や、仮設住宅や災害復興住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組（ただし、将来の災害への備えや地域振興策に係る取組は除く。）を行う事業

イ 原子力災害に係る岩手県に対する風評被害対策の取組を行う事業

ウ ア又はイのいずれかに取り組む N P O 法人等への支援

復興・被災者支援を行う N P O 法人等の取組をノウハウや情報の提供等により支援する取組を行う事業

(2) 応募可能な事業者

下記アに該当する団体又はイに該当する協議体が応募可能です。

ア 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織（以下「N P O 法人等」という。）のうち、(1) 応募可能な事業に合致する取組又はこれに準じるものを行うもの。

イ アの条件を満たす N P O 法人等及び都道府県又は市区町村（以下「地方自治体」という。）を構成員に含む協議体

(3) 募集事業数

20 事業程度を募集します。ただし、予算の範囲内で、審査の結果上位となった事業から順に採択します。

なお、事業が採択された場合でも補助金額を調整する場合があります。

(4) 補助対象期間

補助金の交付決定日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(5) 補助金額と自己負担額

ア 補助金額

事業費の9/10以内とし、上限額は6,750千円とします。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

イ 自己負担額

事業費の1/10以上については、補助事業者が自己負担することとし、現金収入、役務・物資等を金銭換算したものを充当することとします。また、補助事業による収益又は補助事業と明確には区分できない収益は、その全額を自己負担額として加算することとします。

ウ 事業経費の目安

1事業ごとの経費（自己負担額を含む。）は、概ね1,000千円から7,500千円（消費税額等を含む。）を目安とします。

【参考：経費と補助金額、自己負担額の関係】（単位：千円）

経費	900	1,000	4,000	7,500	8,000
補助金の上限額	810	900	3,600	6,750	6,750
自己負担の下限額	90	100	400	750	1,250

(6) 補助対象経費

事業実施に直接必要となる以下の経費とします。

① 人件費	給料手当、臨時職員賃金、社会保険料等（補助事業者が協議体である場合、行政機関の職員に係る人件費を除く。）
② 諸謝金	講師、外部協力者等の謝金
③ 旅費	職員・外部講師等の交通費、宿泊費等
④ 消耗品費	消耗品、材料、書籍等の購入費（購入単価3万円未満のもの）
⑤ 印刷製本費	パンフレット、チラシ、各種資料等の印刷費
⑥ 通信運搬費	電話、宅配、郵送料等
⑦ 使用料及び会場借料	会議室等の使用料、機器のリース及びレンタル料
⑧ 募集広告費	新聞、雑誌等への掲載料等
⑨ 委託費	専門機関への調査等委託に要する経費
⑩ その他知事が必要と認める経費	施設等の整備費、設備備品購入費（購入単価3万円以上のもの）を含む。

※ 事業に必要な施設や設備備品については、原則、賃借やリースで対応することとする。やむを得ず施設等の整備や設備備品の購入を行う場合は、事業の趣旨に合致するとともに、事業の実施に真に必要な不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、事業の経費の1/2を上限額とする。

(7) 各種助成金との併給調整

行政による他の補助金の対象となっている事業は、この補助金の対象としません。

(8) 財産の管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、この補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図るものとします。

なお、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具等について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この支援事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとします。

また、補助事業完了後から耐用年数を満了するまでの間、知事の求めに応じて、使用状況を報告することとします。

3 応募方法

(1) 募集期間

平成28年4月8日（金）から平成28年5月11日（水）まで
平成28年5月11日（水） 午後5時必着

(2) 応募方法

下記の応募先に郵送又は持参してください。なお、応募に係る経費は、すべて応募者の負担となります。

(3) 応募書類

応募に当たっては、次の書類を提出してください。提出書類は、可能な限りホチキス止めは避けてください。

なお、提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

ア 申込書（要項様式第1号、要項様式第1号別紙）

イ 収支予算書（要項様式第2号）

ウ 提供役務・物資換算書（要領様式第2号）

※ 要領第9項による提供役務・物資の金銭換算を行って自己負担に充当する場合のみ添付。

エ 応募事業者の活動内容及び応募事業を理解するために参考となる資料

※ 添付任意。1事業あたりA4版・片面10枚以内。カラー印刷の資料でグレースケール印刷不可のものについては15部添付のこと。

オ 協議体が応募する場合、協議体の条件を満たすことが分かる規約その他の規程

カ 応募者又は協議体の構成員となるNPO法人等に関する資料（それぞれの団体ごとに添付してください。）

(ア) 定款又はこれに代わるものの写し

(イ) 直近1年間の事業（活動）報告書（任意団体については、これに代わるもの）の写し

(ウ) 直近1年間の収支（活動）計算書、貸借対照表又は財産目録（任意団体については、これに代わるもの）の写し

(エ) 役員・職員名簿（要項様式第3号）

(オ) 団体の目的等についての確認書（要項様式第4号）

※ 任意団体のみ添付。

キ 単独のNPO法人等が応募する場合、行政からの同意書（要領様式第1号）

4 事業の選定

(1) 審査・選定方法

岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書類及び公開によるプレゼンテーションを元に審査を行い、補助事業を選定します。公開プレゼンテーションは5月中旬の開催を予定していますが、詳細は後日通知します。

なお、応募数等によっては、審査の方法を一部変更することがあります。

また、公開プレゼンテーションとは別に、事業内容等についてのヒアリングを行うことがあります。

(2) 審査基準

審査は、次の項目の審査基準により実施します。

ア 補助金の趣旨に合致するか。

イ 目的、計画が妥当であるか。

ウ NPO法人等と地方自治体の連携（協働）であるか。

エ 事業により、大きな成果を期待できるか。

オ 事業に継続性・発展性はあるか。

カ 事業に新規性・先進性はあるか。

キ 事業に普及性はあるか。

ク 多様な参加者が関与する仕組みとなっているか。

ケ 経費の見積もりは、事業内容に見合ったものであるか。

コ その他（事業実施に当たり、審査委員会において、審査を必要とする事項）

(3) 採択内示・交付決定

採択された事業について、交付決定までの手続きの流れは、概ね以下のとおりです。

○ 採択内示並びに実施方法及び経費についての条件等について県から通知します。

※ 審査から1月以内を目処に採択内示を行う予定です。

○ 要綱に定める交付申請書等及び交付決定前着手届（交付決定前の事業着手を希望する事業者のみ）を県に提出します。

○ 交付決定について、県から通知します。

5 県等による情報公開

(1) 事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、応募の状況と審査結果は、岩手県のホームページで公開します。

(2) 提出いただいた書類は、個人情報を除いて、原則、情報公開の対象とします。

(3) 採択された事業については、広く情報発信をお願いします。事業者等のホームページにおいて、事業の案内、実施内容、事業成果等を掲載してください。

また、県のホームページにも情報を掲載しますので、情報や資料を随時県に提供してください。

- (4) 事業終了後には、事業報告書や事業評価を含む事業報告会の資料を県のホームページで公開します。

6 その他

- (1) 応募及び事業の実施に当たっては、本要項のほか、要綱、要領、各種関係法令を遵守してください。違反した場合は、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- (2) 事業の実施に当たっては、活動先での物資の地元調達あるいは地元雇用に配慮して下さい。
- (3) 本事業の応募に当たり、NPO法人等が、地方自治体との協議体の形成又は地方自治体からの同意を希望する場合は、締切り間近に相談するのではなく、関係者が余裕を持って協議できるよう留意して下さい。
- また、県との協議体形成及び県からの同意については、事業内容や事業実施場所に関係する部局又は広域振興局と協議を行ってください。

7 応募先及び問合せ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 NPO担当

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 県庁11階

TEL : 019-629-5198 FAX : 019-629-5354

E-mail : AC0006@pref.iwate.jp

【質問への回答】

本件に関する質問は、できるだけメール又はFAX（様式任意）によりお願いします。
なお、メール又はFAXにより寄せられた質問については、質問者に対して回答するとともに速やかに岩手県公式ホームページの若者女性協働推進室に掲載します。